

## 審 議 結 果

会 議 名	川口市男女共同参画推進委員会第1回委員会
開 催 日 時	平成29年6月29日(木) 10時00分から11時00分
開 催 場 所	川口市議会 第3委員会室
出 席 者	菊地委員長、高橋副委員長 小林委員、佐々木委員、西浦委員、高野委員、杉本委員、榊原委員 芦田委員、島袋委員 沢田市民生活部長、高山課長、永瀬係長、高橋主任
議 題	1 開会 2 議事 (1) 計画改訂のスケジュールについて (2) 第2次川口市男女共同参画計画改訂(案)について ① 第3章 計画の内容 3 報告事項 (1) 平成29年度行政委員会・附属機関等の女性登用状況について 4 閉会
公開／非公開の別	公開
非公開の理由	—
傍聴人の数	1名
会 議 資 料	会議次第 資料No.1 計画改訂スケジュール 資料No.2 第3章 計画の内容 資料No.3 平成29年度行政委員会・附属機関等の女性登用状況

	別添資料1 女性活躍推進法に基づく推進計画の策定について (内閣府通知文) 別添資料2 埼玉県男女共同参画基本計画(平成29～33年度)
審 議 経 過	別紙のとおり
そ の 他	—

## 審 議 経 過

### 1 開会（10時00分）

- ・ 事務局から、出席委員数が委員定数の過半数に達しているため、川口市男女共同参画推進委員会規則第3条第2項の規定により本委員会が成立している旨を報告した。
- ・ 会議の傍聴希望者が1名いることから、事務局から報告のうえ入室を許可した。
- ・ 事務局から配布資料について説明した。

### 2 議事

#### (1) 計画改訂のスケジュールについて

##### ○委員長

議事の（1）計画改訂のスケジュールについて事務局の説明を求める。

##### ○事務局

平成29年3月の委員会で第2次川口市男女共同参画計画の改訂について諮問させていただいたことから、本計画の後期見直しを実施するものである。

お手元の資料 No.1 をご覧いただきたい。本日の第1回委員会では、「第3章 計画の内容」のうち、計画の体系、基本目標Ⅰの課題1から3まで、基本目標Ⅱの課題1から5までについてご審議いただく。特に基本目標Ⅱの課題1から4までは、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条2項に基づく市町村推進計画を新たに盛り込む箇所であるため、重点的にご審議いただきたい。

第2回から第4回までの委員会では、第3章の残りの内容、目次、第1章、第2章、推進体制の整備と順を追ってご審議いただく予定である。なお、第2回委員会は、開催場所が第1委員会室となっているので、ご注意ください。

詳細な日程については、第2回委員会が8月10日 木曜日、第3回委員会が10月26日 木曜日、第4回以降は予定とさせていただいている。

また、今後の委員会の進め方については、始めに前回の審議内容の確認をしてから、次

の改訂案の審議に進ませていただくという流れにしたい。

また、12月にパブリックコメントを実施し、市民からの意見を聴取する予定である。その結果を最終の第5回委員会で報告し、2月もしくは3月に正副委員長から市長への答申を行うというスケジュールを考えている。

以上がご審議いただく内容である。

○委員長

ただいまの説明について、意見、質問はあるか。

(「なし」との声あり)

○委員長

なしとのことなので、委員の皆様にはスケジュールに沿って審議が進むようご協力をお願いしたい。

## (2) 第2次川口市男女共同参画計画改訂(案)について

○委員長

続いて、議事の(2)第2次川口市男女共同参画計画改訂(案)について審議に入る。

本日は、基本目標Ⅰの課題1から3まで、基本目標Ⅱの課題1から5までについて審議することとなっているが、課題や施策の方向等の内容から、3つに分けて審議したいと思う。まず始めに、基本目標Ⅰの課題1から3について審議し、次に基本目標Ⅱの課題1から4について審議し、最後に基本目標Ⅱの課題5について審議したい。

それでは、基本目標Ⅰの課題1から3について事務局の説明を求める。

○事務局

資料 No.2の2ページをご覧ください。

現行計画である第2次川口市男女共同参画計画の12ページ及び13ページ「第3章 計画の内容 計画の体系」と対比しながら説明させていただく。

なお、説明の中では、第2次川口市男女共同参画計画の冊子を「現行計画」、資料 No.2を「見直し計画」と呼ぶこととする。資料 No.2は、現行計画の文章を基に、削除した部分

は取り消し線を引き、新しく加えた部分には下線を引いている。

今回は計画の見直しなので、大幅な改訂はない。よって「基本理念」、「基本目標Ⅰ」、「基本目標Ⅱ」の変更はない。

基本目標Ⅰの「課題1 男女共同参画に関する意識啓発の促進」、「課題2 教育の場における男女共同参画の推進」、「課題3 メディア等における情報、表現に関する配慮」については、施策の方向も含め変更はない。

内容と推進指標について説明させていただく。見直し計画の4ページ及び現行計画の14ページをお開きいただきたい。

基本目標Ⅰの「課題1 男女共同参画に関する意識啓発の促進」について、推進指標「性別による固定的な役割分担に同感しない人の割合」の現状値を平成28年度のものに修正し、平成33年度の目標値については変更しないこととした。これは別添資料2「埼玉県男女共同参画基本計画（平成29～33年度）」（以下、「県計画」という。）の6ページ、No.8の推進指標及び目標値を参考にしている。なお、見直し計画の各指標の下にある説明は、完成後の計画には記載されないものである。

見直し計画の5ページ、「課題1 施策の方向（1）社会における制度や慣行の見直し、意識の改革」では、括弧書きの「(特に女性)」の表記は不要であると判断し削除した。

続いて、見直し計画の6ページ及び現行計画16ページをお開きいただきたい。「課題2 教育の場における男女共同参画の推進」について、「『男の役目』『女の役目』などの」という表記を「男は仕事、女は家庭というような」に修正した。

また、推進指標の「家庭生活、学校教育、職場、地域活動における男女平等意識の割合」は、現状値をそれぞれ平成28年度のものに修正し、平成33年度目標値については、本来ならば過去5年間の伸び率を10%上回る伸びを見込んで設定するところであるが、平成23年度の市民意識調査と平成28年度調査を比較すると、「家庭生活」「職場」「地域活動」の3項目で前回の調査結果を下回っており、「学校教育」についても目標を達成することができなかったことから、修正せずに据え置きした。

また、見直し計画7ページ「施策の方向（1）男女共同参画の視点に立った男女平等意識の浸透」、見直し計画8ページ「施策の方向（3）職場、地域における社会教育の分野での男女共同参画教育の推進」の内容について加除修正した。

加除修正が多い箇所については、読み上げさせていただく。

・・・「施策の方向（1）男女共同参画の視点に立った男女平等意識の浸透」「施策の方向（3）職場、地域における社会教育の分野での男女共同参画教育の推進」の修正案を事務局が読み上げる。

続いて、見直し計画9ページ、現行計画の19ページをご覧いただきたい。基本目標Ⅰの「課題3 メディア等における情報、表現に関する配慮」について、推進指標『男女共同参画社会』という用語の周知度」の現状値を平成28年度のものに修正し、平成33年度目標値は、県に準じて設定していたが、今回は県計画の推進指標にないこと、また市では目標を達成していないことから修正なしとした。

見直し計画10ページの「施策の方向（2）男女共同参画の視点に立った自治体情報の提供」、「施策の方向（3）男女共同参画の視点に立った表現の浸透」については、男女に偏り過ぎない表現にし、どのような職員が作成しても男女共同参画に配慮した情報にしなければならないこと、また、市の広報ではバリアフリーな情報発信に努めていることから加除修正した。

加除修正が多かった「施策の方向（2）男女共同参画の視点に立った自治体情報の提供」を読み上げさせていただく。

・・・「施策の方向（2）男女共同参画の視点に立った自治体情報の提供」修正案を事務局が読み上げる。

以上がご審議いただく内容である。

○委員長

ただいまの説明について質問、意見はあるか。

## ○委員

文章がとても難しく、回りくどいため、ひとつひとつの言葉の意味は分かっていても、全体としての内容が理解できず、また読み返そうという気にならない。

男女平等な社会にしていくというが、まずは計画を誰が読んでも分かるようなものにしていただきたい。図やイラストを入れるなどしてポイントを分かりやすくすれば、分量も半分で作れるのではないか。

## ○事務局

先ほどもご説明させていただきとおりに、今回の計画は平成25年から34年までの10年間を計画期間とする「第2次川口市男女共同参画計画」の後期見直しであることから、大幅な改訂はできないということを踏まえての審議をお願いしたい。

なお、別添資料2としてお配りしている県計画は、箇条書きで非常に分かりやすい内容となっているため、5年後、第3次計画策定の際には県計画を参考に分かりやすい計画作りに努めたいと思う。

## ○委員長

他に意見、質問はあるか。

(「なし」との声あり)

## ○委員長

では、引き続き、基本目標Ⅱの課題1から4について事務局の説明を求める。

## ○事務局

見直し計画2ページ、現行計画12ページの「計画の体系」をお開きいただきたい。

基本目標Ⅱの「課題1 政策や方針の立案及び決定への男女共同参画」、「課題2 女性のチャレンジ支援」、「課題3 働く場における男女共同参画の推進」、「課題4 家庭生活と職業生活、地域活動との両立支援」の見出し部分に「(川口市推進計画)」と表記した。

これは、平成27年8月に成立した女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項に「市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方

針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めるものとする」と定められている市町村推進計画のことであり、同計画を第2次川口市男女共同参画計画の見直し計画と一体のものとして策定するものである。ちなみに、別添資料2 県計画では、2ページ第1章 計画の基本的な考え方 ② 計画の位置付け(2)の部分に「計画の基本目標Ⅱに係る部分について、女性活躍推進法第6条第1項に基づく『都道府県推進計画』として位置づけます」と説明されている。

続いて、見直し計画3ページ、「施策の方向」について、基本目標Ⅱの課題2「(4) 経済的に困難な女性、若年女性無業者への自立支援」については、「安心して暮らせる環境の整備と支援の充実」という分野にまとめるため、「(2) 困難を抱えた女性などの自立支援」とし、課題5に移行した。これにより、課題2は4項目となる。

続いて、内容について説明する。

見直し計画11ページ、現行計画21ページをお開きいただきたい。基本目標Ⅱの「課題1 政策や方針の立案及び決定への男女共同参画」についてであるが、ここから「課題4 家庭生活と職業生活、地域活動との両立支援」までが「川口市推進計画」として位置づける部分である。

この部分は、別添資料2 県計画の12ページから17ページまでの「都道府県推進計画」を参考に見直しを行った。

国においては、「女性活躍推進」を最重要課題として掲げ、様々な取り組みを進めているが、本市においてもさらなる女性活躍推進のための施策を展開し、男女共同参画社会の実現を目指していくことから、文章を加除修正した。

…「課題1 政策や方針の立案及び決定への男女共同参画」修正案を事務局が読み上げる。

また、見直し計画12ページ「施策の方向(1) 市における政策や方針の立案及び決定過程への男女共同参画の促進」については、偏った表現を修正し、見直し計画13ページ「施

策の方向（２）事業所、各種機関・団体等の組織への女性の参画の促進」については、別添資料２ 県計画の４９ページ「施策の基本的な方向（４）医療分野における女性の参画促進」を勘案し、医療関係者の就業継続、再就職支援について加除修正している。

…「施策の方向（２）事業所、各種機関・団体等の組織への女性の参画の促進」修正案を事務局が読み上げる。

続いて、見直し計画１４ページ、現行計画２３ページをご覧いただきたい。基本目標Ⅱの「課題２ 女性のチャレンジ支援」であるが、同項目も「川口市推進計画」と位置づける。

…「課題２ 女性のチャレンジ支援」修正案を事務局が読み上げる。

下段の推進指標「『ワーク・ライフ・バランス』という用語の周知度」は、内容に沿った項目、「課題４ 家庭生活と職業生活、地域活動との両立支援」に移行した。また、その下の推進指標は「キャリ友セミナー」に限らず女性のチャレンジ支援セミナーを開催していることから「男女共同参画セミナー参加者の満足度」に修正した。現状値は平成２８年度のものに修正し、平成３３年度目標値は、社会情勢に合ったセミナーを今後も開催していくという期待値も含め１００パーセントに修正した。

見直し計画１５ページ「施策の方向（４）経済的に困難な女性、若年女性無業者への自立支援」は基本目標Ⅱ 課題５へ移行することから、見直し計画１６ページ「施策の方向（５）関係機関等との連携強化」は、（４）に番号が繰り上がる。

続いて、見直し計画１７ページ、現行計画２５ページをご覧いただきたい。「課題３ 働く場における男女共同参画の推進」であるが、同項目も「川口市推進計画」と位置づける。

ここでは、性別にとらわれず活躍できる職場環境について説明していることから、平成２９年１月に施行された「改正男女雇用機会均等法」、「改正育児・介護休業法」さらに「女性活躍推進法」を盛り込んだ内容に修正した。

…「課題３ 働く場における男女共同参画の推進」修正案を事務局が読み上げる。

また、推進指標「３０代の女性の就業率」については、今後最新の数値に修正する。

「施策の方向（１）働く場における男女の均等な機会と待遇の確保の促進」、「施策の方向

(2) 女性が安心して働くことのできる就業環境の整備」、「施策の方向 (3) 多様な就業ニーズを踏まえた就業環境の整備」は、一部加除修正している。

見直し計画20ページ、現行計画28ページをお開きいただきたい。「課題4 家庭生活と職業生活、地域活動との両立支援」について、こちらも「川口市推進計画」と位置づけており、一人ひとりが職場での責任を果たし、家庭や地域活動に参画し、多様な生き方を選択できる環境について説明している。

…「課題4 家庭生活と職業生活、地域活動との両立支援」修正案を事務局が読み上げる。

見直し計画21ページの推進指標について、「市男性職員の育児参加休暇取得率」は今後最新の数値に修正する。また、『ワーク・ライフ・バランス』という用語の周知度は、「課題2 女性のチャレンジ支援」から移行したものである。現状値を平成28年度のものに修正し、目標値については県を参考に設定していたが、今回は県計画の推進指標にないこと、また市では目標を達成していないことから修正なしとした。

続いて、「施策の方向 (1) 家庭と仕事、地域活動の両立に関する意識啓発の促進」「施策の方向 (2) 子育て、介護等への社会的支援」については一部加除修正している。

見直し計画22ページ「施策の方向 (3) 家庭と仕事、地域活動を両立させやすい職場環境の整備促進」については、ワーク・ライフ・バランスの実現についての記述を盛り込むため、加除修正している。

…「施策の方向 (3) 家庭と仕事、地域活動を両立させやすい職場環境の整備促進」修正案を事務局が読み上げる。

以上がご審議いただく内容である。

○委員長

ただいまの説明について質問、意見はあるか。

○委員

推進指標について、別添資料2 県計画では5ページのNo.4に「待機児童数を0人にす

る」という目標が設定されているが、川口市では同様の指標を設定する予定はないか。

待機児童の問題は川口市も共通する課題であり、女性の就業継続を支える大事な要因であると思うが、これまでなぜ設定されてこなかったのか、また、今回設定する予定はないのかということについてお聞きしたい。

○事務局

待機児童の件については担当部局が子ども部であり、そちらで策定している計画もあるため、整合性を図る意味でも今後確認を取らせていただきたい。

○委員長

他に意見、質問はあるか。

(「なし」との声あり)

○委員長

では、引き続き、基本目標Ⅱの課題5について事務局の説明を求める。

○事務局

見直し計画2ページ、現行計画12ページをお開きいただきたい。

課題5の施策の方向について、これまで全てが高齢者に特化した内容となっていたため、県計画を参考に高齢者、障害者、妊産婦、困難を抱えた女性、外国籍市民等、様々な人々への支援施策となるよう、「(1) 高齢者がいきいきと活躍し、安心して暮らせるための支援」、「(2) 困難を抱えた女性などの自立支援」、「(3) 障害者、外国籍市民など特別な配慮が必要とする人への支援」という項目に修正した。

内容についてご説明させていただく。

見直し計画25ページ、現行計画32ページをお開きいただきたい。「課題5 高齢者、障害者、妊産婦、外国籍市民等が安心して暮らせる環境の整備と支援の充実」について、この部分も高齢者に偏りがちであった記述を整理し、新たに性的マイノリティ（LGBT等）についても追記している。

…「課題5 高齢者、障害者、妊産婦、外国籍市民等が安心して暮らせる環境の整備と

支援の充実」修正案を事務局が読み上げる。

見直し計画26ページの推進指標「『ユニバーサルデザイン』についての認知度」は、現状値を平成28年度のものに修正し、平成33年度目標値については国を参考に設定していたが、今回は国の「第4次男女共同参画基本計画」の推進指標になく、また市でも目標を達成していないことから修正なしとした。

「老人クラブにおける加入者の男女の割合が、どちらかの性に偏ることが無いこと」については、現状値を今後最新の数値に修正するとともに、目標値は目標を達成できていないことから修正なしとする。

また、施策の方向の内容についても、それぞれ加除修正している。

…「施策の方向（1）高齢者がいきいきと活躍し、安心して暮らせるための支援」、「施策の方向（2）困難を抱えた女性などの自立支援」、「施策の方向（3）障害者、外国籍市民など特別な配慮を必要とする人への支援」修正案を事務局が読み上げる。

以上がご審議いただく内容である。

○委員長

ただいまの説明について質問、意見はあるか。

○委員

今回、計画中に性的マイノリティについての記述が盛り込まれたが、男女共同参画推進条例についても今後改正する予定はないか。例えば「性別による差別」というような言葉については、他の自治体では「性別並びに性的指向や性自認による差別」というような表現にしているところもある。

○委員

条例改正については議会での議決事項であり、今後、そのような提案が上がってくれば議会に通すということもあるだろうが、この段階で事務局が即答するのは難しいのではないか。

○事務局

委員のおっしゃるとおり、現段階で条例の改正について具体的に何か進めているという

ことはない。

○委員長

他に意見、質問はあるか。

(「なし」との声あり)

○委員長

皆様には活発なご審議をいただき感謝する。

事務局は、委員からの意見を取り入れ、修正案に反映させ、次回の委員会でお示しいただきたい。

### 3 報告事項

#### (1) 平成29年度行政委員会・附属機関等の女性登用状況について

○委員長

報告事項の(1)平成29年度行政委員会・附属機関等の女性登用状況について事務局から説明を求める。

○事務局

29ページの資料3をご覧ください。

第5次川口市総合計画では、男女共同参画を進める意識・環境づくりの目標指標として、各種審議会・委員会への女性登用率を平成32年度までに30%以上とすることを掲げている。

平成29年4月1日現在の行政委員会・附属機関等の女性登用状況を、平成28年10月1日現在と比較しながらご報告する。

まず、表の上段、行政委員会については、女性委員が教育委員会で1人減となった。

下段の附属機関等については、保育施設等事故検証委員会が終了し、空家等対策協議会が新設された。委員数については、総委員数が1,389人、うち女性委員数が3人増の378人となり、0.2ポイント増の27.2%、行政委員会と附属機関等の合計でも0.2ポイント増の26.7%となっている。

今後とも、各行政委員会及び附属機関等を担当する課所に対し、女性委員の登用について働きかけていく。

○委員長

ただいまの説明について質問、意見はあるか。

○委員

事務局の「担当課所に対し働きかけていく」という説明が全てなのだろうと思うが、今回、計画の見直しにあたり、市民意識調査等の結果が良くなかったこと、やってきたことが結果として残せなかったことから、目標値を高いところに求めることができなかった。そのことの原因を探ることが大切なのではないか。

市民生活部だけでなく、それぞれの部署がどれだけ男女共同参画計画を意識して施策を実行していくかという部分が足りなかったのではないかと思う。登用状況についても、男女共同参画係でやっていることがどれだけ浸透しているのか不安である。

そもそも計画は、市長からの諮問により策定し、川口市の政策として実現していかなければならない目標であるので、それについてもっとしっかり各担当に答えを求めするなど、実現性の高い計画にしていく工夫が必要であると考えます。

○事務局

貴重な意見として、今後検討させていただく。

○委員長

他に意見、質問はあるか。

(「なし」との声あり)

○委員長

なしとのことなので、これで議長の任を降り、進行を事務局に戻す。

○事務局

これをもって、第1回委員会を終了する。

(4) 閉会 (11時00分)

会議の内容については、以上のとおりです。

平成29年 7月11日

川口市男女共同参画推進委員会委員長

(菊地委員長署名)

---

川口市男女共同参画推進委員会委員

(西浦委員署名)

---